

(設問1) (1)

1 / Aと解職する旨の取締役会(以下「本件取締役会」とする)は有効とい
2 るか。

3 主として本問では、Aの解職について取締役会の目的事項として招集
4 通知に記載していないが、このような事実にしても、決議の対象とす
5 ることが許されるか。 招集通知の目的は?

6 (1) そもそも取締役会は会社経営の中心となる取締役の集団であり、会社
7 業務執行に関して著しく変化する事態に対応する必要がある。それにもか
8 かわらず、決議事項は必ず招集通知に記載しなければならないことと、
9 招集通知が漏れれば、取締役会では招集通知に記載のない事
10 項についても決議することとなる。

11 (2) よって、本問のように招集通知に記載のないAの解職について決議すること
12 によって、決議の瑕疵とはならない。

13 3 次に、Aは、招集通知が送られていないと主張しているが、招集通知
14 漏れから決議の無効理由となるか問題となる。

15 (1) そもそも、取締役会は経営の中心であり、このような影響力のた
16 び、招集通知の漏れは重大である。そこで、原則として、会議体の
17 一般原則に基き、無効理由となる。ただし、法的安定性の観点から、漏れ
18 からの瑕疵がなくとも結果に影響がないと認められる場合には、例外として
19 有効なものと看做する。 判例(最高裁)の立場

20 (2) 本問では、本件取締役会の会議の目的にAの解職であること、Aは
21 会社と利害関係の異なる取締役であるが「特別利害関係者たる取締
22 役(369号2項)に当る。とすると、かかる取締役は、決議に参加できな
23

1 以上、招集通知が送られていない、決議の結果に影響がある...という前提の
2 事情が存在する。 招集通知の目的は?

3 (1) したがって、本件取締役会は無効である。 無効無効理由に依る...

4 以上より、本件取締役会は有効である。

(設問1) (1)

1 / Aは従来通り、月額150万円、報酬を請求して来た。 募集通知の目的は?

2 主として、甲社では株主総会で報酬の最高限を定め、各役員に対しては
3 取締役会で具体的な定めを定めていたが、株主総会で最高限を定め、
4 各役員に対しては具体的な定めを定めていたが、株主総会で最高限を定め、
5 各役員に対しては具体的な定めを定めていたが、株主総会で最高限を定め、
6 各役員に対しては具体的な定めを定めていたが、株主総会で最高限を定め、
7 各役員に対しては具体的な定めを定めていたが、株主総会で最高限を定め、
8 各役員に対しては具体的な定めを定めていたが、株主総会で最高限を定め、
9 各役員に対しては具体的な定めを定めていたが、株主総会で最高限を定め、
10 各役員に対しては具体的な定めを定めていたが、株主総会で最高限を定め、
11 各役員に対しては具体的な定めを定めていたが、株主総会で最高限を定め、
12 各役員に対しては具体的な定めを定めていたが、株主総会で最高限を定め、
13 各役員に対しては具体的な定めを定めていたが、株主総会で最高限を定め、
14 各役員に対しては具体的な定めを定めていたが、株主総会で最高限を定め、
15 各役員に対しては具体的な定めを定めていたが、株主総会で最高限を定め、
16 各役員に対しては具体的な定めを定めていたが、株主総会で最高限を定め、
17 各役員に対しては具体的な定めを定めていたが、株主総会で最高限を定め、
18 各役員に対しては具体的な定めを定めていたが、株主総会で最高限を定め、
19 各役員に対しては具体的な定めを定めていたが、株主総会で最高限を定め、
20 各役員に対しては具体的な定めを定めていたが、株主総会で最高限を定め、
21 各役員に対しては具体的な定めを定めていたが、株主総会で最高限を定め、
22 各役員に対しては具体的な定めを定めていたが、株主総会で最高限を定め、
23 各役員に対しては具体的な定めを定めていたが、株主総会で最高限を定め、

1 次に、Aは解職を主張しているが、一度は取締役会に報酬を請求し、
2 発生している。このおきにも、減額決議は有効か。

3 (1) そもそも、会社と取締役会との関係の当事者であり、一度報酬を請求し、
4 発生した場合は、その内容に拘束力がある。一方報酬を請求し、
5 発生した場合は、その内容に拘束力がある。一方報酬を請求し、
6 発生した場合は、その内容に拘束力がある。一方報酬を請求し、
7 発生した場合は、その内容に拘束力がある。一方報酬を請求し、
8 発生した場合は、その内容に拘束力がある。一方報酬を請求し、
9 発生した場合は、その内容に拘束力がある。一方報酬を請求し、
10 発生した場合は、その内容に拘束力がある。一方報酬を請求し、
11 発生した場合は、その内容に拘束力がある。一方報酬を請求し、
12 発生した場合は、その内容に拘束力がある。一方報酬を請求し、
13 発生した場合は、その内容に拘束力がある。一方報酬を請求し、
14 発生した場合は、その内容に拘束力がある。一方報酬を請求し、
15 発生した場合は、その内容に拘束力がある。一方報酬を請求し、
16 発生した場合は、その内容に拘束力がある。一方報酬を請求し、
17 発生した場合は、その内容に拘束力がある。一方報酬を請求し、
18 発生した場合は、その内容に拘束力がある。一方報酬を請求し、
19 発生した場合は、その内容に拘束力がある。一方報酬を請求し、
20 発生した場合は、その内容に拘束力がある。一方報酬を請求し、
21 発生した場合は、その内容に拘束力がある。一方報酬を請求し、
22 発生した場合は、その内容に拘束力がある。一方報酬を請求し、
23 発生した場合は、その内容に拘束力がある。一方報酬を請求し、

1 (2) 本問では、確かに、Aの報酬を請求し、発生しているが、取締役会
2 決議により役員にたいする報酬の最高限を定め、これに基き、
3 各役員に対しては具体的な定めを定めていたが、株主総会で最高限を定め、
4 各役員に対しては具体的な定めを定めていたが、株主総会で最高限を定め、
5 各役員に対しては具体的な定めを定めていたが、株主総会で最高限を定め、
6 各役員に対しては具体的な定めを定めていたが、株主総会で最高限を定め、
7 各役員に対しては具体的な定めを定めていたが、株主総会で最高限を定め、
8 各役員に対しては具体的な定めを定めていたが、株主総会で最高限を定め、
9 各役員に対しては具体的な定めを定めていたが、株主総会で最高限を定め、
10 各役員に対しては具体的な定めを定めていたが、株主総会で最高限を定め、
11 各役員に対しては具体的な定めを定めていたが、株主総会で最高限を定め、
12 各役員に対しては具体的な定めを定めていたが、株主総会で最高限を定め、
13 各役員に対しては具体的な定めを定めていたが、株主総会で最高限を定め、
14 各役員に対しては具体的な定めを定めていたが、株主総会で最高限を定め、
15 各役員に対しては具体的な定めを定めていたが、株主総会で最高限を定め、
16 各役員に対しては具体的な定めを定めていたが、株主総会で最高限を定め、
17 各役員に対しては具体的な定めを定めていたが、株主総会で最高限を定め、
18 各役員に対しては具体的な定めを定めていたが、株主総会で最高限を定め、
19 各役員に対しては具体的な定めを定めていたが、株主総会で最高限を定め、
20 各役員に対しては具体的な定めを定めていたが、株主総会で最高限を定め、
21 各役員に対しては具体的な定めを定めていたが、株主総会で最高限を定め、
22 各役員に対しては具体的な定めを定めていたが、株主総会で最高限を定め、
23 各役員に対しては具体的な定めを定めていたが、株主総会で最高限を定め、

1 (1) したがって、月額報酬を20万円に引き下げた決議は有効である。 招集通知の目的は?

2 4 よって、Aは Aは 20万円のみ請求することとなる。 決議は無効である

(設問2) (1)

- 1 Aは株主総会下取締役の解任を求むる(33条1項)。そこで、Aは7月(項)の期定に於て解任を求め、(34条2項)にあるため、同項に基づき損害賠償請求をすることができ、これは海外事業の知見は「正当な理由」にあるか。
- 2 (1) この点について、正当な理由とは、会社において取締役としての職務を要する合理的な理由をいふ。
- (2) 本問では上記より、海外での事業の知見が理由とされているが、かかる事業は経営判断に在るとし善管注意義務(35条64条)を怠っていないから、~~正当な理由~~、~~合理的な理由~~と認められる。
- ア 上記の経営判断は事業関係の把握や将来予測の中心不確実要素を適切に行きわたる見込みがある場合に全てに損害賠償義務が生じるとし、取締役は善管が全し、経営判断を要する。
- そこで、通常の経営者の~~善管~~・~~注意~~義務を基準に、^①前提となる事実の不誠実な隠蔽か、^②意思決定に不合理な点か、^③善管注意義務が全い。
- イ 本問では、事業の海外展開に必要かつ合理的な調査を怠る前提となる事には不誠実な隠蔽はなから、(①不成立)。~~また、~~調査結果に基づき、リスクを適切に評価し、意思決定に不合理な点もなから、(②不成立)。
- ウ 以上より、善管注意義務はなから、~~また、~~海外事業の知見については、取締役としての職務を要する合理的理由には~~なから~~ある。
- 3 (1) したがって、「正当な理由」は認められる。
- 2 以上、Aは上記請求は認められ、損害賠償である月額500万円の

- 8年分である4000万円の請求が認められ、
- (設問2) (2)
1. Bは株主として、役員解任の請求を提起することになり(85条1項)
2. ① 12月
- 甲は非公開会社(2条53条)であるから、原則となる株主は1人から提起する株式数又は議決権を有しない場合はならない(86条1項2号)。~~この~~、否決決議がある株主総会から3ヶ月以内に出訴期間(173条1項)。~~この~~、この訴えの前、解任決議がなされたことが必要である。相手が誰か?
3. ② について、
- 設問の場合、解任決議はなされず、決議とならず、この上の場合にも、解任の請求の決議が株主総会において否決されたことにならなければならない。
4. ③ とも、同項の趣旨は、~~株主~~取締役は通常多数の株主の承認を経て就任していることから、後に違法行為を行なったとしても、株主総会で解任が認められ、可能性が大きい~~場合~~、少数株主を保護するためである点にある。そこで、解任決議がなされた場合、~~否決~~決議がなされた場合にも同様の趣旨がなされる。そこで、おおよそ可決決議がなされた場合~~でも~~、同様の趣旨が適用することになる。
5. ④ 本問ではAは解任決議が可決されたことを求めて決議とされていることから決議がなされておらず、Bの保護を図る点にある。
6. ⑤ したがって、本問では、同様の趣旨が適用することになる。~~不正な理由~~にないから?
7. ⑥ 以上、Bは85条の請求を提起することができ、
- (設問3) (1)

1. C及びDは取締役であり「役員等」にあたる。よって、EやFの株主等が
金の着服により5000万円以上の損失が生じている。よって、C・Dは423条同
の任期満了責任を負うことになる。

2. CA任期満了責任について

Cは任期を怠った。よって3000万円未満

(1) 甲社は資本金の額が20億円という大会社であるから内部統制システム
構築義務(362条4項6号7号)を負う。甲社は内部統制システム構築の
義務を怠ったとされていることから、この点に任期満了責任は認められ

(2) よい。かかる決定がなされている以上、甲社取締役は不正の存在に
ついて責任を負う。この点、取締役が存在しない限り業務が適
正に行われていると認められる。よって、Cは、不正の存在について
責任を負う。この点、業務を認識した場合、不正の存在に責任を負う
発生した。よって調査する義務を負う。

同様に、確かにEやFが不正行為を行っていたが、株主通報が
あることを知るのは平成27年5月であり、この時点で上記調査
義務が生じる。よってCは直ちに法務・コンプライアンス部門に調
査を指示し、おおよそ2週間以内、E・Fの不正行為が発覚している。よ
って、CA行為には上記調査義務違反は認められない。

(3) したがって、Cは任期を怠っている。

3. DA任期満了責任について

(1) DもCと同様に甲社取締役で、甲社には内部統制システム
が構築されているため、上記CAの調査義務と同じ義務を負う。
よって、Dは、平成27年7月末に株主通報があったことを知り、

の時点から、上記調査義務を負う。よって、EやFの不正行為に不
正行為が報告されておらず、Eも退任していることが理由で株
主通報内容について不注目の傾向がないと認め、一切の調査を
行っていない。よってDには上記調査義務違反が生じている。

よって、Dの行為は任期満了責任にあたる。

4. よい。EやFが着服した金額は、平成27年9月末にE・Fに支払
おられたものである。よって平成27年9月末に調査を開始している。よ
って上記の支払は事前に止められていたはずである。よってDの
任期満了責任と損失の間には因果関係が認められる。

5. 以上よりCは423条同の責任を負わないが、Dはこれと
5000万円の損失賠償をしなければならぬ。

以上

5000万円未満のとき